

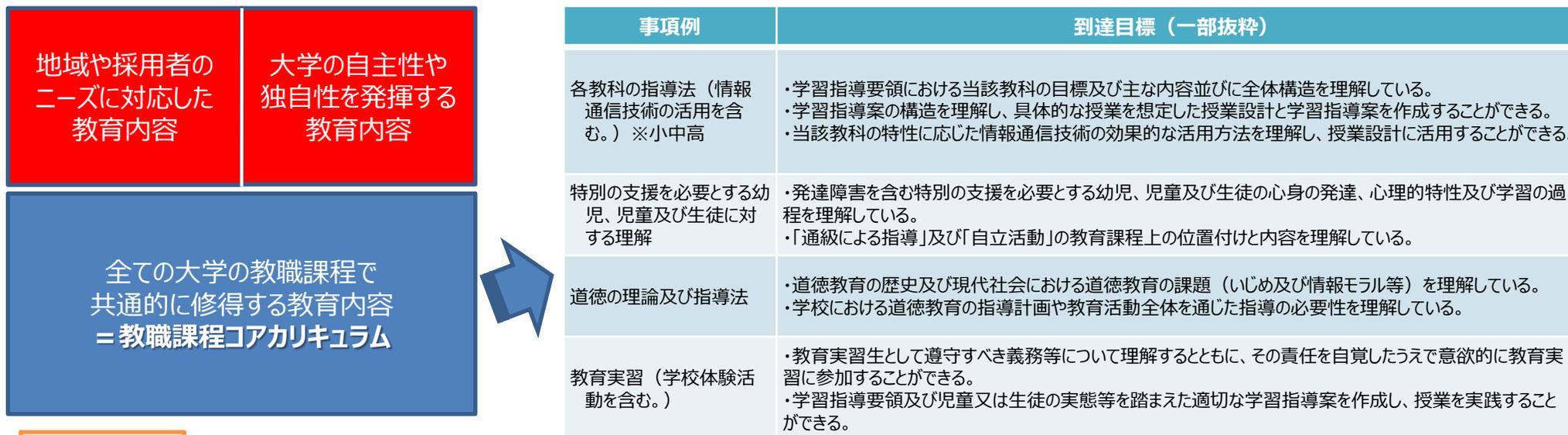
## 作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

**○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保**

## 教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成



※平成29年策定時は改正前の「教職に関する科目」のコアカリキュラムについて作成。令和3年8月に法令の改正により、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を追加する等の一部改正を行った。

## 活用方法

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

### 【大学関係者】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成
- ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施

### 【採用者 (教育委員会関係者、学校法人関係者)】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施

### 【国 (文部科学省)】

- ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用